

投 稿

# 指定廃棄物最終処分場（長期管理施設）をめぐる現状と問題点



千葉県放射性廃棄物を考える住民連絡会 事務局長 藤原 寿和

## 1. 福島原発事故で生じた新たな放射性廃棄物問題

2011年3月11日に発生した東日本大震災が原因として東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島原発事故」と略）が相次いで爆発。大量の放射性物質が大気に放出され、そして汚染水が海洋に垂れ流され、事故から5年目になる今も汚染が継続している。

この福島原発事故を境に、それまでの原発の運転によって生じた大量の高レベル放射性廃棄物の処分問題に加えて、新たに膨大な量の原発事故由来放射性廃棄物の処分問題とデブリ処分に加えて廃炉問題が発生することになった。

これまで日本では、原発の運転に伴って周辺住民への放射能汚染による健康被害の発生はないと政府は繰り返し答弁してきたが、今回の福島原発事故によって、除染等の作業に従事してきた労働者の被曝による健康被害に加えて、福島県内に留まらず、栃木県、茨城県、千葉県などのホットスポット汚染地域の住民から、放射線被曝による健康障害の発生が現実のものとなってきていることは、政府がいくら「健康被害の発生はない」と強弁しても、疑いようがない事実である。

事故発生から5年目を迎える今日、私たちは、「新たな被害者を出さないために、核のゴミをどう処分・管理すべきか？」を真剣に考えなければ

ならない事態に直面している。

## 2. 原発事故由来放射性廃棄物の処理処分をめぐる問題

### (1) 到底容認できない指定廃棄物処理基準の8000ベクレルと10万ベクレル

福島原発事故が起きるまでは、放射性廃棄物の「安全」な基準（そもそも放射能に「安全」な基準や概念はない）は放射性セシウムについて100ベクレル/kg（これを「クリアランスレベル（基準）」と称している。）であった。このクリアランスレベルはIAEA（国際原子力機関）が国際的な基準として決定した経緯があるが、日本政府がこの基準を決めるときには、国内外で反対運動があったが、強引に決められてしまった。

このクリアランスレベルの意味は、100ベクレル/kg以下であれば、一般廃棄物として再利用しても通常のゴミと同様、焼却や埋立処分を行ってもよい基準とされたが、当分の間は、電力会社が自己管理することといった条件が付されていたものである。

それが、福島原発事故によって、国・環境省は、「御用学者」を動員して8000ベクレル/kgという、クリアランスレベルの80倍という新たな処理基準（指定廃棄物処理基準）を決めてしまった（2011年8月30日制定の法律第110号「放射性物質汚染

対処特別措置法」。以下、「特措法」と称する。)

この8000ベクレル以下の放射性廃棄物は、通常の市町村が管理する一般廃棄物の焼却炉で焼却しても、そのまま埋立処分（管理型最終処分場）してもよいとされた。

そして、8000ベクレル以上10万ベクレル（いずれも1kg当たり）までの放射性廃棄物は、指定廃棄物として、国（環境省）の責任で処分を行い、10万ベクレル以下の放射性廃棄物は、福島県富岡町の民間業者のフクシマエコテッククリーンセンターが所有する管理型処分場内に搬入処分することとされ、また、10万ベクレルを超える放射性廃棄物は、福島県内の大熊町・双葉町に建設される中間貯蔵施設で30年間保管管理を行い、30年後は県外で最終処分を行うことが法制化された（2014年11月19日制定「JESCO法改正法（中間貯蔵・日本環境安全事業株式会社法）」による）。

## (2) 原発事故由来放射性廃棄物の仮置き・中間処理（減容化）・中間貯蔵・最終処分に至る問題

福島県内だけでなく、隣接東北・関東エリアの各県内では、各所の仮置き場に稲わらや牧草などの農林業系副産物のほか、除染土を収納した黒いフレコンバッグ（フレコン）がうず高く何段にも積み、耐用年数がわずか1年から3年といったフレコンの多くは、すでに草や根っこが袋を突き破って破損したり、潰れたりしているものも散見されるといった状態である。

そして、環境省は指定廃棄物の「減容化事業」と称して、福島県内の各所で「仮設焼却炉」や破碎施設、再資源化施設の建設を強行している（19市町村内に24基の焼却炉が計画）。

また、福島県に隣接する5県の宮城県、栃木県、茨城県、千葉県、群馬県内では、環境省が指定廃棄物の最終処分場（環境省は現在「長期管理施設」と改称している）の建設を強行しようとしているが、前述の中間貯蔵施設の建設も、指定廃棄物最

終処分場の建設もまったく目処が立っていない。

環境省が計画している仮設焼却炉や中間貯蔵施設、指定廃棄物最終処分場のいずれも決して安全な施設ではまったくない。「高性能」と称して全国各地の市町村が建設し操業している一般廃棄物の既設焼却炉や、産廃焼却炉では、爆発事故やダイオキシン汚染などの問題を引き起こしていることや、公共関与で建設操業している管理型最終処分場では、遮水シートの破損やダム堰堤の崩落などのトラブルによって、地下水への汚染物質の漏洩や埋立廃棄物の漏出などの事故をもたらしており、決して安全な施設とはいえない代物である。

また、地中に建設するコンクリート構造物内に貯蔵するとされている中間貯蔵施設について、環境省が設置した有識者会議では、コンクリート工学の専門家と自称する「有識者」は「100年も200年も持つ」とお墨付きを与えているが、国内はもとより、海外においても実証された事例は存在しない。あの高レベル放射性廃棄物を岩塩層内に永久保管すると称して貯蔵されているドイツの保管施設や、フィンランドのオルキオト島に存在するオンカロ処分場では、地下水が浸出してくるなどのトラブルが現に起きていることから、安全な場所など存在しないのが現実である。

## (3) 千葉県における指定廃棄物最終処分場建設に伴う経緯と問題

環境省は2015年4月24日、突如千葉市及び千葉県に対して、千葉県における指定廃棄物最終処分場（長期管理施設）を建設するための詳細調査候補地として、千葉市中央区蘇我地区にある東京電力千葉火力発電所の敷地の一部を選定したことを提示した。

事前に新聞等の報道でこの“寝耳に水”の提示を知った住民団体は、直ちに環境省や千葉市及び千葉県に対して白紙に戻すよう申し入れを行った。また、東京湾の放射能汚染や風評被害を心配した

千葉県漁業団体は、直ちに「絶対反対」の表明を行った。そして千葉市議会及び千葉市は環境省に対して、「再協議」と指定廃棄物の保管場所を抱える「排出自治体管理」の申し入れを行うなど、環境省の方針の撤回を求める動きが広がった。しかし、環境省はこれまで千葉市民を対象に5回説明会を開催して市民の理解を取り付けようとしたが、白紙撤回を求める声が続出し、環境省の方針に賛成する住民は皆無であった。

特措法に基づいて閣議決定された「基本方針」では、指定廃棄物の最終処分場の建設は、国の責任で5県内の国有地に1箇所建設することが決定されていたにもかかわらず、千葉県では民有地が選定されたことと、災害等に対する安全性の確保を前提条件としながら、千葉県の候補地は人工の海浜埋立地という軟弱な地盤で液状化の危険度が高い場所であり、かつ、巨大地震時には津波による被害の影響を受ける危険性が高い場所が選定されたことに、多くの市民、県民の間に「白紙撤回」を求める声を増大させる結果となった。

### 3. 核のゴミをどう処分・管理するのか!?

結論から言って、「100%安全」な処分・管理方法など、実際には存在しないのが現実である。そのことをしっかりと踏まえたうえで、「より安全」な方法を選択するしかないと言ってよいのではないかと。最悪な方法は、焼却して減容化し、地面に穴を掘って埋めることである。環境省はこの最悪の方法を講じようとしてきている。このことは何としても阻止しなければならない。

ではどうすればよいのだろうか？

代替案の一つでしかないが、指定廃棄物だけでなく、放射性物質を含んだすべての廃棄物中から放射性物質を抽出・吸着などの方法を講じて放射能レベルを極力低減化し、水分含有廃棄物については脱水乾燥化によって減容化すること、そして回収した放射性物質を含んだ廃棄物は、高レベル放射性廃棄物の処分と同様に密閉容器内に厳重に保管管理し、その後は廃炉になる福島原発敷地内の国と東京電力の共同連帯責任による集中管理策が望ましいのではないかと思う。